



房総信用組合

BOSHIN DISCLOSURE 2020

房 総 信 用 組 合 の 現 況

令和元年度末の経営情報





ごあいさつ

はじめに、新型コロナウイルスの感染拡大とその防止対策により、ご事業ご商売、そして生活面においても多大な影響を受けておられる皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

平素は、房総信用組合に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。当組合のことをより一層深くご理解いただきたく、ここに第69期のディスクロージャー誌「房総信用組合の現況2020」を作成いたしましたので、ご高覧いただければ幸いです。

平成最後の年として始まった前年度は、令和への改元、オリンピック・パラリンピックの開催に向けた期待などもあり、経済界は比較的堅調なスタートをきったかにみえましたが、その後は米中の貿易摩擦や海外経済の減速、消費税の引き上げ、そして当地をはじめ各地を襲った大型台風や豪雨災害、さらに年度末にかけては新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、我が国経済もかつてないダメージを受けました。

国の緊急事態宣言や大規模な経済政策をはじめ、自治体による施策が効果をあげつつありますが、もとより高齢化、人口減少の影響を大きく受けている地方経済、とりわけ中小小規模事業を営む皆様にとりましては、先が見通しづらい非常に厳しい環境が続いております。

当組合といたしましては、このような厳しい状況の時こそ、組合員お取引先に寄り添い、お役に立てるよう、感染拡大防止対策に配慮しながら、資金繰り支援や各種助成金のご相談などを最優先に取り組んできたところであります。

前年度の事業といたしましては、もっとも身近な金融機関として迅速かつキメ細かな対応を心掛け日々の業務に努めた結果、預金積金の期末残高は1,258億円(前期比+16億円)となり、貸出金は地元の事業者向け融資を中心に期末残高585億円(同+24億円)、当期純利益は69百万円を計上するところとなりました。自己資本比率は、自己資本額が約66百万円増加したものの、分母となる対象資産の増加がこれを上回ったため前期比-0.27ポイント低下しましたが、国内金融機関の健全性の目安となる4%を大幅に上回る7.56%となり、引き続き安定した経営基盤を確保しております。

令和2年度を展望いたしますと、新型コロナウイルスの影響は世界的に長期戦の様相を呈しており、従来とは異なる事業の展開、家庭においても新しい生活様式が求められ、それらが世の中をどのように変えていくのか、東京オリンピック・パラリンピックの開催も含めて先の見通しづらい状況が続くものと思われまます。

地域の皆様と共に歩む当組合といたしましては、どのような状況にあっても、というより、厳しい環境であればなおのこと、信用組合の存在意義として、組合員・お取引先の皆様と力をあわせ、この困難を乗り越え、皆様のご事業と地域の発展に努めてまいります。

結びに、組合員お取引先皆様のご事業ご家庭の益々のご繁栄と、ご多幸を心よりお祈り申し上げます。

令和2年7月

理事長 三 谷 徹

ぼうしんの概要

名称	房総信用組合
所在地	〒297-8611 千葉県茂原市高師町1丁目10番地5
設立	昭和26年6月
出資金	1,112百万円
組合員数	29,202名
預金高	125,803百万円
貸出金	58,532百万円
店舗数	14店舗
職員数	132名

(令和2年3月31日現在)

目次

ごあいさつ	1
ぼうしんの概要	2
主要な事業の内容	2
経営理念・経営方針	3
令和元年度 経営環境・事業概況	3
組織図	4
役員一覧	4
房総信用組合のあゆみ(沿革)	4
総代と総代会について	5
総代と選出方法	5
総代会の決議事項	5
報酬体系について	6
房総信用組合総代氏名	6
リスク管理体制	7
コンプライアンス(法令等遵守)態勢	7
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	8
個人情報保護宣言	8
中小企業の経営の改善及び地域の活性化の為の取組状況	9
地域貢献に関する情報	9
経営者保証に関するガイドラインへの対応	10
トピックス	11
資料編	13
自己資本の充実(バーゼルⅡ)	22
地域密着型金融推進計画	29
手数料一覧	30
インターネットバンキング	30
掲載用語集	31
ぼうしんからご利用のお客さまへのお願い	32
振り込め詐欺に対する取組み	33
マスコットキャラクター紹介	33
索引	33
店舗一覧	34
地区一覧	34

主要な事業の内容

1. 預金業務

(1) 預金

総合口座、普通預金(決済用預金)、貯蓄預金、当座預金、納税準備預金、通知預金、定期預金(スーパー定期、大口定期、期日指定定期、変動金利定期)、定期積金を取り扱っております。

(2) 譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取り扱っております。

2. 融資業務

(1) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

(2) 手形の割引

商業手形の割引を取り扱っております。

(3) 個人ローン

住宅ローン、カーライフローン、カーライフローン・リピート、カードローン・アラカルト、スーパーカードローン、多目的ローン、目的ローン、フリーローン、教育ローン、教育ローンチャンス、シルバーライフローン、シニアライフローン、バリアフリーローン、リフォームローンを取り扱っております。

3. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のための国債、地方債、社債、その他の証券へ投資しております。

4. 内国為替業務

振込及び代金取立等を取り扱っております。

5. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として、外国送金その他外国為替に関する各種業務を取り扱っております。

6. 附帯業務

(1) 国債等の引受けおよび引受国債等の募集の取扱業務

(2) 代理業務

(a) 全国信用協同組合連合会、株式会社商工組合中央金庫等の代理業

(b) 株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人福祉医療機構等の代理貸付業務

(c) 独立行政法人勤労者退職金共済機構の代理店業務

(d) 日本銀行の歳入復代理店業務

(3) 債務の保証業務

(4) 有価証券の貸付業務

(5) 地方公共団体の公金取扱業務

(6) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

(7) 投資信託の窓口販売

(8) 保険商品の窓口販売

7. その他の業務

(1) 自動受取(年金・給与振込等)

(2) 自動支払(公共料金・税金・授業料等)

(3) 貸金庫・夜間金庫

経営理念

房総信用組合は、お客様の繁栄と
地域社会の発展に貢献します。

経営方針

- ・お客様の立場で考え行動します。
- ・健全で堅実な経営に徹します。
- ・明るく活力ある組織を確立します。

令和元年度 経営環境・事業概況

事業方針

はじめに、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている皆様に心よりお見舞いを申しあげますとともに、当組合も皆様と力をあわせてこの困難に立ち向かい乗り越える所存であります。

当組合は、経営理念として「お客様の繁栄と地域社会の発展に貢献します」を掲げ、その実現に向けた経営方針を、①お客様の立場で考え行動します、②健全で堅実な経営に徹します、③明るく活力ある組織を確立します、の3項目とし、地域に根ざした金融機関として組合員・お取引先のニーズに的確に応え、安定・充実した金融サービスの提供を目指しております。

2019年度事業は、「安定収益の確保」、「取引基盤の強化」、「貸出資産の健全化」を基本目標として掲げ、特に、資金需要の低迷と超低金利の長期化による厳しい経営環境を踏まえ、収益力の強化による経営の安定化に努め、適切な金融機能の発揮に取り組んでまいりました。

金融経済環境

2019年度のがわが国経済は、堅調な内需に支えられてスタートしたものの、海外経済の減速や消費増税の影響を受ける中、年度末にかけては新型コロナウイルスの感染拡大により経済全体が深刻なダメージを受けました。

当地域におきましては、高齢化と人口減少が進む厳しい状況の中、オリンピック開催に向けた明るい兆しも一部には見られましたが、秋には大型台風の直撃による風害、土砂崩れ、水害に見舞われ、続く新型コロナ禍により、中小小規模事業者やその勤労者、生活者の皆様には一段と厳しい状況に直面することとなりました。超低金利環境の長期化により、金融機関の収益力が低下する中で、信用リスクの高まりが懸念され、経営環境は一段と厳しさを増しております。

業績

地域経済および金融環境が厳しい状況にある中、組合員・お取引先に対する適切な金融機能の発揮に努めてまいりました結果、業績は以下のとおりとなりました。

1. 預金積金は、組合員からの預金の受入れを中心に期中16億47百万円増加し、期末残高は1,258億3百万円となりました。
2. 地域金融機関として最も重要な使命である貸出金は、主たる組合員である中小企業小規模事業者等の資金需要が低迷する中、経営支援に取り組むと共に事業性評価を重視した融資を積極的に推進した結果、期中24億30百万円増加し、期末残高は585億32百万円となりました。
3. 貸出金以外の資金運用につきましては、市場金利の低下により厳しい運用環境が続く中、安全性と流動性を重視しつつ効率的な運用を心がけました。その結果、預け金は系統機関である全国信用協同組合連合会への預け入れは25億2百万円減少し、期末残高は471億26百万円となりました。有価証券は、低金利の中でリスクとリターンを考慮しつつ分散運用を心がけ、期中12億86百万円増加して期末残高は234億36百万円となりました。
4. 出資金および組合員数は、新規取引先の開拓など利用者の増加に努めた結果、新規加入組合員数166先、増口を含めた出資金の加入額28,220千円を確保しましたが、組合員の高齢化、地区外転出、法人の廃業等に伴う法定脱退および自由脱退が新規加入を上回ったことから、期中242先、4,185千円減少し、期末組合員数は29,202先、出資金11億12百万円となりました。
5. 当期損益は、低金利環境の中、貸出金の増加や有価証券の効率運用に努めた結果、資金運用収益が増加したことに加え、経費の削減が図れたことにより、業務純益は前期より1億17百万円増加し1億73百万円を確保したものの、償却債権取立益の減少や信用コストの増加などにより、税引前当期純利益は86百万円、当期純利益は69百万円にとどまりました。
6. 期末における店舗数は、前期と変わらず14店舗ですが、老朽化が進んだ茂原支店と御宿支店を店内店舗といたしました。期末における職員数(パートを除き嘱託、育児休業職員を含む)は、退職者が新規採用数を上回ったことから、2名減少の132名となりました。

事業の展望及び信用組合が対処すべき課題

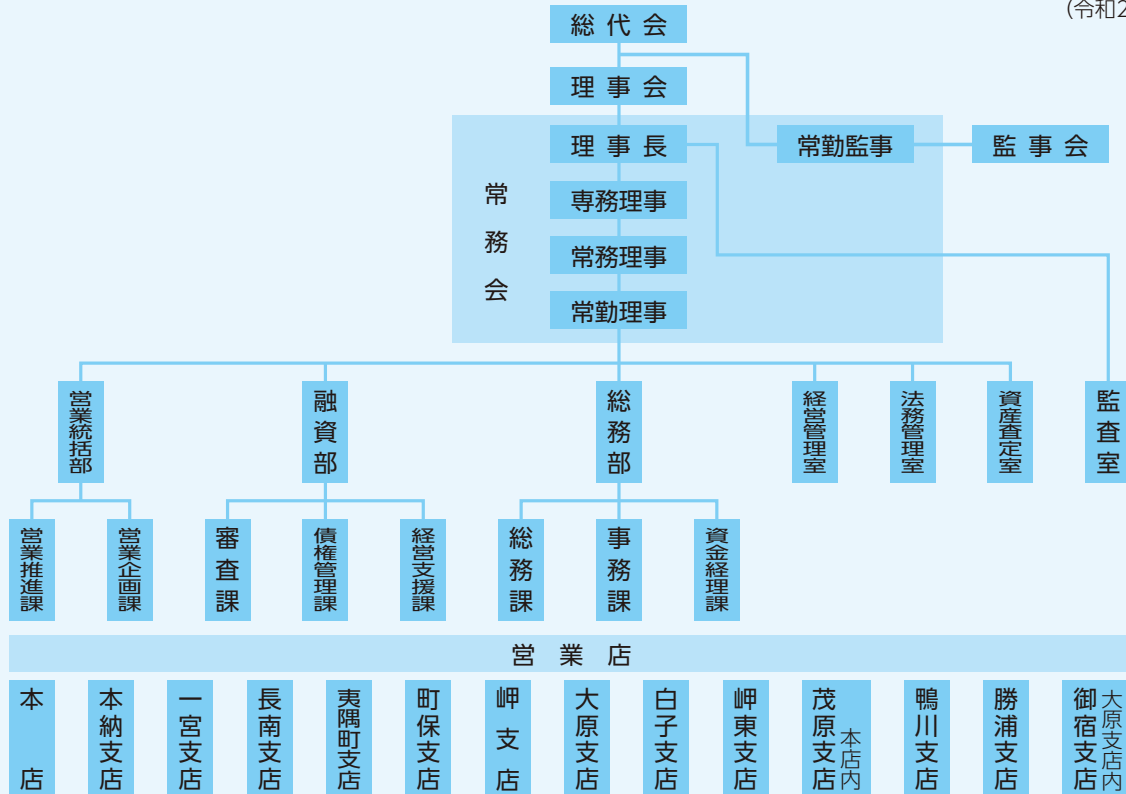
令和2年度の事業は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により大幅な景気の下振れが見込まれる状況でスタートし、長期化する可能性も含めて事業を展望することが極めて困難で、かつて経験したことのない厳しい環境が予想されます。地域と共に歩む当信用組合といたしましては、組合員お取引先がこのような厳しい状況に置かれている時こそ、力をあわせて共に困難を乗り越えていく覚悟であります。お客様に寄り添い、ニーズに合わせたきめ細かな対応を徹底することにより、金融仲介機能を発揮していくことで、その使命を果たすことができるものと認識しております。

令和2年度の事業におきましては、まずは新型コロナ対策とそこから立ち上がるための取り組みを最重要課題とし、更に当信用組合の健全経営を維持し、適切な金融サービスを安定的に提供し続けるため、基本目標として「安定収益の確保」「取引基盤の強化」「貸出資産の健全化」を掲げて取り組んでまいります。

事業の組織

組織図

(令和2年6月末日現在)



役員一覧

理事長	三谷 徹	理事(相談役)	白井 和	理事	藤代 茂和(※)
専務理事	石井 通彰	理事	安藤 轟 勇(※)	員外監事	大橋 隼 男
常務理事	伊藤 康夫	理事	鈴木 嘉 幸(※)	員外監事	秋 葉 芳 秀
常勤理事	冨澤 廣一	理事	石井 郁 男		
常勤監事	中村 光利	理事	向 光 男(※)		

(注)当組合は、職員出身者以外の理事(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

(令和2年6月末日現在)

会計監査人の氏名または名称

千葉第一監査法人(令和2年6月末日現在)

房総信用組合のあゆみ(沿革)

昭和 26年	長生信用組合設立	平成 11年	ポスト第三次オンラインシステム稼働
昭和 28年	長狭信用組合設立	平成 13年	あずさ監査法人(旧朝日監査法人)と監査契約
昭和 32年	商工組合中央金庫代理店の指定を受ける	平成 14年	損害保険の窓口販売開始
昭和 33年	国民生活金融公庫代理店の指定を受ける	平成 16年	アイワイバンク銀行(現セブン銀行)とのATM利用提携開始
昭和 37年	中小企業金融公庫代理店の指定を受ける	平成 17年	休日融資相談会開始
昭和 43年	本店から統括部門を独立し本部制を敷く	平成 19年	投資信託窓口販売開始
昭和 48年	東京手形交換所加盟		第五次オンラインシステム稼働
昭和 55年	しんくみ共同センター加盟(オンライン業務開始)	平成 20年	千葉第一監査法人と監査契約
昭和 59年	現金自動支払機(CD)の導入(のちにATM化)	平成 21年	生命保険の窓口販売開始
	預金量500億円達成	平成 25年	経営革新等支援機関に認定
平成 元年	外国通貨両替業務の認可を受ける	平成 26年	鴨川支店新築移転オープン
平成 2年	長生信用組合と長狭信用組合が合併 房総信用組合としてスタート	平成 27年	第6次オンラインシステム稼働
	預金量1000億円達成		千葉県よろず支援拠点サテライト相談所設置 (本店・一宮支店・大原支店・鴨川支店)
平成 3年	第三次オンラインシステム稼働	平成 29年	公益法人千葉県産業振興センターとの業務提携(覚書調印)
平成 5年	本店新社屋完成(現在地に移転)		厚生労働省 千葉労働局と包括連携に関する協定を締結
	旧本店を茂原支店として開設	平成 30年	千葉県行政書士会と包括的連携に関する協定を締結
	日本銀行歳入復代理店の認可を受ける		第一勧業信用組合と連携協力に関する協定を締結
平成 6年	国債窓口販売の認可を受ける		信託契約代理店の登録(相続信託)
平成 7年	全国初の懸賞金付き普通預金(年金口座)を発売 (懸賞金付き福祉預金“心づくし”)	令和 元年	茂原支店を本店内・御宿支店を大原支店内に移転(店内店舗)
	外国送金取次業務を開始		

総代と総代会について

総代会制度

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人一人の意見を尊重し、金融活動を通じて地域社会への貢献と組合員の経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。

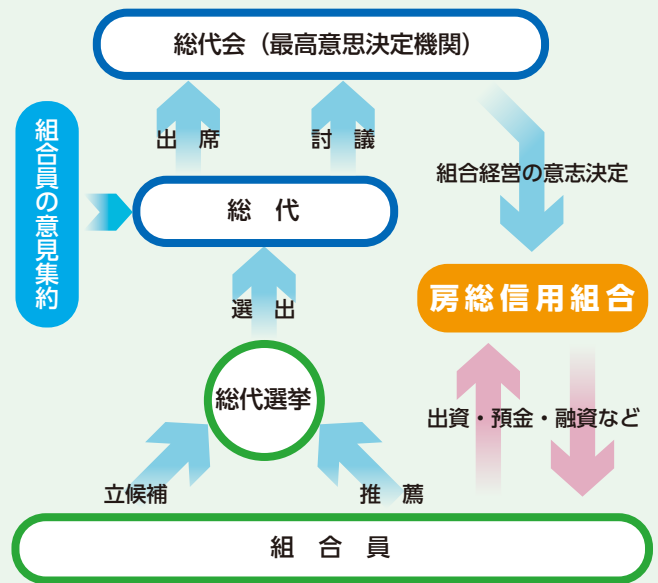
組合員の意見は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて組合の経営に反映することとなります。

当組合の組合員数は大変多く、総会の開催は事実上不可能であることから、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、法令ならびに定款に基づき、総会に代えて総代会制度を採用しております。

総代会は、定款の変更、決算、取引業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。

したがって、総代会は総会と同様に組合員一人一人の意見が当組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選任された総代で構成・運営されます。

総代会の開催につきましては、毎年6月に通常総代会を、必要に応じて臨時総代会を開催します。



総代と選出方法

(1) 総代の任期・定数

- ①総代の任期は3年です。
 - ②総代の定数は定款により100人以上120人以内です。
- なお、令和2年6月26日現在の総代数は111名、組合員数は28,945人です。

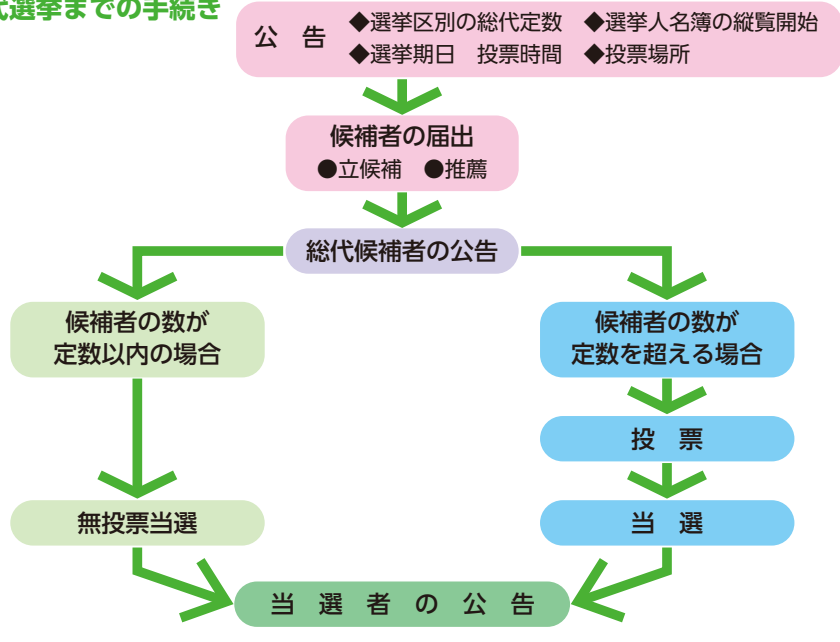
(2) 総代の選任方法

総代は、組合員の代表として、総代会を通じ、組合員の意見や要望等を当組合の経営に反映する重要な役割を担っております。

この総代は、当組合の定める総代選挙規程に則り、選挙によって選出されます。

総代選挙規程では、選挙区、選挙期日、選挙権、選挙の公告、候補者の届出、投票の方法、当選者の通知及び公告、補充選挙等について定めています。

総代選挙までの手続き



総代会の決議事項

第69期通常総代会(令和2年6月26日開催)では、次の事項が付議され、全議案が可決・承認されました。

報告事項

- 第1号 第69期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)事業報告・貸借対照表・損益計算書の報告

決議事項

- 第1号議案 第69期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)剰余金処分案承認の件(監査報告)
- 第2号議案 第70期事業計画及び収支予算案承認の件
- 第3号議案 定款一部改正の件
- 第4号議案 任期満了に伴う理事改選の件
- 第5号議案 退任役員に対する退職金功労金支払い承認の件



報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	43	67
監事	9	13
合計	52	80

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事11名、監事3名です（退任役員を含む。）。

注3. 上記以外に支払った役員退職慰労金は、監事1名7.77百万円です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和元年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

房総信用組合総代氏名 (任期：令和元年5月16日～令和4年5月15日)

(敬称略・令和2年5月末現在)

(第1区) 永瀬澄雄◆	(第2区) 鏗田 肇◆	薦田幸夫◆	牧野 寛③	(第6区) 河野榮二⑦	(第8区) 森川祐芳④	岡澤範明⑤	鈴木 進③
大野進弘◆	白井良範◆	秋場貴子◆	渡邊英美②	玉井 等⑥	篠崎喜之③	伊東康雄⑤	藤代茂和③
鈴木嘉幸◆	永野 建⑥	高原滋之⑦	星野昭栄①	錦織俊和⑤	森川正章③	井上欣二③	岡野哲郎②
雪田康夫◆	米倉弘芳⑤	仁茂田 正⑦	永野廣文①	深山仁太郎③	渡邊 實◆	杉田博章③	
石井 裕⑦	渡邊良二⑤	遠藤修二④	中橋一夫①	米田清治②	(第10区) 井上和政④	渡辺公孝③	(第13区) 渡邊伸一郎◆
遠藤秀人⑥	宮内秀憲④	田中知行④	石井健嗣①	鈴木正則②	小林一友⑦	園岡 実③	小高志年司◆
山田忠明⑤	植草 清④	加藤清之④	嶋野政江①	市東一弘②	高橋正博④	深山敏夫②	泉 敏男⑤
露崎正幸⑤	山崎忠一④	藍 和夫④	(第5区) 目羅 宏◆	(第7区) 細田俊夫◆	田中正己③	(第12区) 島川禎治◆	(第14区) 木村三津男⑦
安野家正④	菟葉三千雄③	田中正美③	松本啓吉◆	高浦伸芳②	(第9区) 前橋貴男⑦	安藤轟勇◆	水谷武夫⑤
林 壽一③	矢部ひろみ①	金澤健司③	三浦規雄◆	久保田 榮①	(第11区) 齊藤 晟◆	青柳征三◆	
石山紀之③	(第3区) 加藤俊夫◆	(第4区) 石井郁男◆	高師恒雄⑦	伊藤英則①	安川昭博⑥	鬼島義昭⑦	
関谷康夫③	古山政和◆	白鳥平治⑤	奥村哲也⑦	高原久宣⑤	宗島慶明⑤	澤倉 正⑦	
阿部 嗣②	狩野佳方◆				向 光男⑤	加藤郁夫⑦	
					金坂昌英④	武田将次郎◆	
						永井 實④	
						五味克教③	

(注1) 氏名の後に就任回数を記載しております。

(注2) 就任回数が8回を超えている場合は◆で示しております。

選挙区	総代定数	総代数
1区	12～14	13名
2区	9～11	10名
3区	14～16	15名
4区	8～9	9名
5区	5～6	6名
6区	6～7	7名
7区	3～4	4名
8区	6～7	7名
9区	9～11	9名
10区	3～4	3名
11区	12～14	13名
12区	10～12	10名
13区	2～3	3名
14区	1～2	2名
合計	100～120	111名

年齢別	人数	構成比
30代以下	0名	0.00%
40代	2名	1.80%
50代	6名	5.41%
60代	42名	37.84%
70代	38名	34.23%
80代以上	23名	20.72%
合計	111名	100.00%

職業別	人数	構成比
個人	7名	6.31%
個人事業主	24名	21.62%
法人役員	80名	72.07%
法人	0名	0.00%
合計	111人	100.00%

業種別	人数	構成比
製造業	9名	8.65%
不動産業	7名	6.73%
卸売業・小売業	31名	29.81%
建設業	10名	9.62%
運輸業	1名	0.96%
その他サービス業	46名	44.23%
合計	104名	100.00%

(※業種別は法人役員・個人事業主に限る。)

リスク管理体制

金融の自由化・国際化の進展により、金融機関業務はますます多様化・複雑化し、それに伴い信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクなど信用組合の抱える様々なリスクも増大し、信用組合の経営に影響を与えています。そのため、各種リスクを従来以上の確に把握・分析し厳正に管理して健全性を確保することは信用組合経営上、不可欠なものとなっています。

当組合は、リスク管理を経営の重要課題の一つとして位置付け、経営体力、自己資本の水準から許容できるリスク量の適正なコントロールを行い、収益力の強化を図ると、「健全性の維持」と「収益性の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指しています。多岐にわたるリスクを総合的に管理するため「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理態勢の強化に努めております。

統合的リスク

統合的リスクとは、バーゼルの新自己資本比率規制に対応させたもので、信用リスク、市場リスクやオペレーショナル・リスクなどの他に与信集中リスク、銀行動定の金利リスクや風評リスクなど金融機関が直面するすべてのリスクをさします。統合的リスク管理とは、これらのリスクをカテゴリーごとに網羅的に洗い出し、評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力(自己資本)と比較し自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクです。

当組合では、貸出資産の健全性を維持するため、審査部門が個々の案件に対し、財務内容・保全面・信用力等をはじめ総合的な分析を行い、厳正厳格な審査を行っております。

また、職員に対しては、融資勉強会、各種の教育・研修を徹底しており、審査能力の向上に努めております。

市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産(オフバランス資産を含む)の価値が変動し損失を被るリスクです。

当組合では、ALM(資産と負債の総合管理)委員会を設置し、金融・経済動向の把握や金利予測等を行い、金利リスク・価格変動リスク・為替リスク等市場リスクへの迅速な対応や、より効率的で安定した資金の運用・調達に努めています。

流動性リスク

流動性リスクとは、財務内容の悪化等により必要な資金が確保できな

くなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)と、市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)からなります。

当組合では、的確な資金ポジションを確保するため、預金や貸出金を日常的に集中管理するとともに、調達手段・調達先の多様化など調達力の強化を図り、流動性確保に向けた万全の体制をとっております。

また、緊急に資金調達を要する事態が生じた場合に迅速かつ適切な対応を図ることを目的として「緊急事態発生時の懸念時・危機時における資金繰り等の対応整備要領」を制定し、資金繰りリスクに備えております。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象によって損失を被るリスク(自己資本比率の算定に含まれる分)及び金融機関自らが「オペレーショナル・リスク」と定義したリスク(自己資本比率の算定に含まれない分)をいいます。つまり、外部委託業務にかかるリスク、事務リスク、システムリスクやそれ以外のオペレーショナル・リスク(法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク)などです。

・事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

当組合では、日常業務のミスを防止し、正確・迅速な事務処理を行うため、事務の機械化・集中化を図るとともに、内部事務規程や各種マニュアルの整備に努めております。

また、事故の未然防止や事務レベルの向上のため、監査室による臨店監査を全店年1回実施するほか、全店月1回の自店検査を実施し、事務処理状況のチェックを行っております。

さらに、各営業店に対して計画的な事務研修・指導を行い、事務管理体制の充実に努めております。

・システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動により損失を被ったり、不正使用や情報漏洩等により損失を被るリスクです。

当組合では、全国の信用組合で組織する信組共同センター(SK)に加盟し、勘定処理の主要システムを最新鋭のシステムとバックアップ体制により保護するとともに、システムリスク管理規程、危機管理マニュアル等の整備に努め、コンピュータやネットワークシステムを事故や人為的な不正行為から守り、お客さまの情報に対するセキュリティの確保に努めております。

コンプライアンス(法令等遵守)態勢

コンプライアンスとは、役職員が法令、諸規則、社内諸規程を遵守し、もって企業倫理に反することなく、誠実かつ公正に業務を遂行することをいいます。

当組合は、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つであると位置付け、「コンプライアンスの基本方針」の下、役職員の行動綱領を盛り込んだ「コンプライアンス・マニュアル」と、実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定して、これらを全課室店に配布し、研修・会議・勉強会などの機会を通じて全役職員に周知徹底を図るとともに、各課室店にコンプライアンス担当者を配置し、計画の着実な実行およびコンプライアンス意識を浸透させることにより、コンプライアンス態勢の強化に努めています。

コンプライアンスの基本方針

1. 当組合は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客さま及び社会からの信頼・信用を確保します。
2. 当組合は、法令、諸規則、社内諸規程の遵守(コンプライアンス)を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図ります。
3. 当組合は、当組合の事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図ります。
4. 当組合は、役職員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保します。
5. 当組合は、社会の構成員であること及び地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、「良き企業市民」として、自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取り組みます。
6. 当組合は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等について

当組合では、お客様からのご相談やご意見ご要望、苦情などを伺いするため、お取引先店舗の窓口の他に「お客様相談窓口」を設けております。紛争解決やお取引内容に関してのご不審やご不明点などもホットラインでうけたまわります。

苦情等のお申し出は、下記しんくみ相談所でも受け付けています。(詳しくは、当組合お取引先店舗へご相談ください)

名称	しんくみ相談所(一般社団法人 全国信用組合中央協会)
住所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電話番号	03-3567-2456
受付日 時間	月～金曜日(祝日及び金融機関休業日を除く) 9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

お客様相談窓口 【房総信用組合 法務管理室】



受付時間：平日9:00～17:00

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お取引先店舗またはしんくみ相談所へお申し出ください。また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

名称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時間	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金(除 祝日、年末年始) 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～17:00

尚、保険商品の場合に限り、下記ADR機関へ申し出ることも可能です。

名称	生命保険相談所(一般社団法人生命保険協会)	そんぽADRセンター(一般社団法人日本損害保険協会)
住所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1	〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9
電話番号	03-3286-2648	0570-022808
受付日 時間	土・日曜、祝日、年末年始を除く 9:00～17:00	月～金曜(祝・休日、年末年始除く) 9:15～17:00

尚、信託商品の場合に限り、下記ADR機関へ申し出ることも可能です。

名称	信託相談所(一般社団法人信託協会)
住所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル1階
電話番号	0120-817-335 または 03-6206-3988
受付日 時間	月～金曜日(祝日及び金融機関休業日を除く) 9:00～17:15

個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護および個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律等及び、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等(以下、「法令等」といいます。)を遵守して以下の考え方にに基づき、お客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載(又は、各店舗の窓口等に掲示(備え付ける。))することにより、公表いたします。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客様の個人情報等を、別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報等を取引いたします。

- (1) 預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
- (2) 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- (3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

3. 個人データの第三者提供

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で当組合が別紙に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。

但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

4. 個人データの委託

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

- (1) お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
- (2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合。

5. 個人データの共同利用

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用しております。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

6. 個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等(訂正・追加・削除)のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等(利用停止・消去)のご依頼があった場合(法令等に基づく正当な理由による。)には、原則として利用停止等いたします。

(4) ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含む)の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本店窓口までお申出ください。

8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

個人情報に関する
お問合せ先

房総信用組合総務部
Tel 0475-22-5111
Fax 0475-23-9777
eメール boshin@peach.ocn.ne.jp

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組方針

当組合の主要取引先である中小零細企業や個人事業主は、景気の変動や地域経済情勢の影響を受けやすいことに加え、多種多様な経営課題を抱えている場合が多くあります。

こうした中小零細企業等と、共に悩み、共に改善に取組むことが、当組合の経営理念「お客様の繁栄と地域社会の発展に貢献します。」を具現化するものであります。

したがって、取引先からの経営相談に積極的に応じるとともに、経営指導等のコンサルティング機能を発揮し、経営改善支援に引き続き全力で取組んでまいります。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備(外部専門家・外部機関との連携)の状況

中小企業・小規模事業者の様々な課題解決の為、平成27年度から「よろず支援拠点サテライト相談所」を設置し、毎月第3火曜日に4ヶ店(本店、一宮支店、大原支店、鴨川支店)の持ち回り開催により、各種課題解決に取組んでおります。

中小企業・小規模事業者の経営支援の為、TKC千葉会、中小企業診断士等の外部専門家と連携した支援に取組んでおります。

3. 中小企業の経営支援に関する取組状況(支援内容、外部専門家、外部機関等との連携、取組事例等)

a. 創業・新規事業開拓の支援

商工会議所、商工会、よろず支援拠点、千葉県信用保証協会及び他金融機関と連携を図り、創業・新規事業開拓支援を実施した結果、創業資金の取扱いにつきましては、2件/8,770千円の実行を致しました。

b. 成長段階における支援

顧客との定期的な訪問面談を実施し、事業価値を見極め、中小企業に適した資金供給や各種補助金を活用した支援に取組んでおります。

c. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

経営改善・事業再生支援のため、税理士、中小企業診断士等の外部専門家や中小企業再生支援協議会等外部機関と連携した支援により、経営改善計画書の策定支援や策定後の継続的なモニタリング支援に取組んでおります。

4. 地域の活性化に関する取組状況

各営業店で、行政機関と連携し地域活性化の会議・イベント等に参加し地域活性化のために取組みました。

地域活性化のため業務連携先金融機関主催による、地方物産品販売会へ当組合お客様2事業者の参加がありました。

地域貢献に関する情報

1. 地域貢献に関する経営姿勢

当組合は、茂原市から鴨川市までの外房地域一帯を営業地区とし、地域の事業者や住民が組合員となり、お互いに助け合い発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織の金融機関です。

組合員、お客さま一人一人の顔が見えるきめ細かな取引を基本としており、常にお客さまの事業の繁栄や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

2. 預金を通じた地域への貢献

当組合は、組合員をはじめとする地域のお客さまの着実な資産づくりを支援するために、目的や期間に応じた各種預金・積金をご用意しております。令和2年3月末現在、1,258億円の預金をお預りしています。

3. 融資を通じた地域への貢献

当組合は、営業地区内で調達した資金(預金)を地区内の事業者や個人のお客さまに対して円滑に供給(貸出)することにより、地域経済の活性化に努めることが最大の地域貢献と考え、積極的に融資業務に取り組んでおります。

(1) 貸出先数・金額(令和2年3月末現在)

区分	先数(先)	貸出残高(百万円)	内 訳 (百万円)	
事業者	1,367	36,134	(設備資金) 15,671	(運転資金) 20,462
個人	3,364	14,851	(住宅資金) 8,001	(消費者ローン) 1,080
地方公共団体	13	7,547		
合計	4,744	58,532		

(2) 地方自治体の制度融資の取扱状況

当組合は、千葉県や茂原市など地区内各市町村の中小企業向け制度融資の取扱窓口に指定されており、令和2年3月末現在、882件、3,290百万円のご利用を頂いております。

制度の名称	取扱件数(件)	貸出残高(百万円)
千葉県中小企業振興資金融資	729	2,907
各市町村の制度融資	153	383
合計	882	3,290

(3) 当組合の融資商品の概要

当組合では、事業者や個人の資金ニーズにお応えするため、次のような融資商品を取り扱っております。

① 事業者向けご融資

種類	概要
証書貸付	主に設備資金などご利用いただく長期のご融資です。
手形貸付	主に運転資金などご利用いただく短期のご融資です。
手形割引	一般商業手形の割引です。
当座貸越	一定の貸越極度額まで自由にご利用いただける当座預金の貸越契約です。

地域貢献に関する情報

② 個人向け融資

種 類	資金のお使いみち	ご融資金額(上限)	ご融資期間(最長)	担保・保証
住宅ローン	住宅の新築・増改築・購入	10,000万円	35年	不動産・保証人または保証会社
リフォームローン	リフォーム関連資金	500万円	10年	保証会社
リフォームローン・ワイド	//	1,000万円	15年	保証会社
カーライフローン	自動車等の購入・車検・免許取得費用	1,000万円	10年	保証会社
カーライフローン・リポート	自動車等の購入・車検・免許取得費用(お取引のあるお客さま向け)	1,000万円	10年	保証会社
カードローン	事業資金以外の健全な消費資金	300万円	3年(自動更新)	保証会社
スーパーカードローン	事業資金以外の健全な消費資金	70万円	3年(自動更新)	保証会社
カードローン・アラカルト	事業資金以外の健全な消費資金	500万円	1年(自動更新)	保証会社
多目的ローン	商品・サービス代金の支払い	300万円	7年	保証会社
目的ローン	事業資金、旧借返済資金以外で資金使途が明確な資金	500万円	10年	保証会社
フリーローン	事業資金、旧借返済資金以外の消費資金	500万円	10年	保証会社
教育ローン	教育資金全般	200万円	10年	家族保証
教育ローン極度型チャンス	教育資金全般	500万円	3年(自動更新)	保証会社
シルバーライフローン	健康で、文化的な生活を営むための資金	100万円	5年	保証会社
シニアライフローン	健康で、文化的な生活を営むための資金	200万円	5年	保証会社
CSフリーローン	健康で、文化的な生活を営むための資金	300万円	7年	保証会社
ぼうしんパートナーズ	運転資金、設備資金等の事業資金	500万円	5年	保証会社
バリアフリーローン	介護のための増改築、介護機器福祉車両等購入資金・施設入居費用	500万円	10年	保証会社
司法書士研修費用専用ローン	新人研修特別研修の授業料、教材費等の資金	100万円	5年	保証会社
職域サポートフリーローン	事業資金、旧借返済資金以外の消費資金 (当組合と職域優遇協定締結の提携企業の従業員向け)	500万円	10年	保証会社
職域サポート目的ローン	事業資金、旧借返済資金以外で資金使途が明確な資金 (当組合と職域優遇協定締結の提携企業の従業員向け)	500万円	10年	保証会社

4. お取引先への支援状況等

当組合は、地域経済の活性化、振興への貢献活動として、創業・新事業支援や要注意先債権等の健全化に向けた取組みの強化、経営改善計画・事業再生支援などに取組んでおります。

(1) 創業・新事業支援

新規・独立開業、取引先企業の新分野進出に対する資金ニーズについては、当組合のプロパー融資や政府系金融機関の代理貸付の提案、地方自治体制度融資などの利子補給制度を積極的に推進しました。

(2) 要注意先のランクアップの取組み

要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止を図るため、本部・営業店が一体となり取組みました。

(3) 経営改善支援・事業再生支援

お取引先企業の経営改善を図るため、経営改善計画の策定、貸出条件の緩和などの金融支援を行い、過剰債務の解消・支援に向けてお取引先企業と協調して取組みを継続しております。中小企業診断士協会との連携は通期に亘り実施しております。

「経営者保証ガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証ガイドライン」の趣旨や内容を充分踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

【「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組み事例】

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景

経営者保証に関するガイドラインに係る取扱い基準に基づき誠実に対応するように努めています。企業経営者の年齢も高く、後継者不在に対しての事業存続の危機も想定されるため取組みに至っています。

2. 取組内容

「経営者保証に関するガイドライン」に係る経営者保証の提供なしでの取組申込書(事業承継時・債権毎)により、申込人との十分なヒヤリングを実施し判断しております。

事業承継時の対応については、旧経営者の経営関与状況や、事業内容等から新旧経営者に対し「経営者保証に関するガイドライン」について十分な説明を実施し二重徴求の解消を含めた対応をしております。

【「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況】

	平成30年度	令和元年度
新規に無保証で融資した件数	16件	8件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	1.33%	0.43%
保証契約を解除した件数	9件	9件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件	0件

ふれあいを大切に……

房総信用組合は金融を通じて地域経済の発展に貢献することはもちろん、色々な分野で地域の皆様のお役に立ちたいと考えております。特に、現在の日本の発展を支えてこられた高齢者の方々に大切にするを主眼に考えています。「心づくし」「福運」による懸賞金付福祉預金のほか、年金受給の方を対象にした金利上乘せ定期預金「100歳100歳」も取扱っております。

福祉の心を大切に

超低金利の時代、少しでも喜んでいただけるような商品、という発想で生まれ、抽籤会を実施しています。

*心づくし

全国ではじめて普通預金(年金口座)に懸賞金をつけた預金として、発足当時マスコミにも大きく採り上げられました。

*福運

年金受給者の方々に限定した懸賞金付定期預金です。



災害義援金の寄贈

当組合の経営理念「房総信用組合は、お客様の繁栄と地域社会の発展に貢献します」に基づき、令和元年10月25日の豪雨災害(水害)において、被害が大きかった域内3市町に義援金を寄贈いたしました。

義援金は、店頭でのお客様や役職員からの募金並びに、組合からの拠出金によるものです。

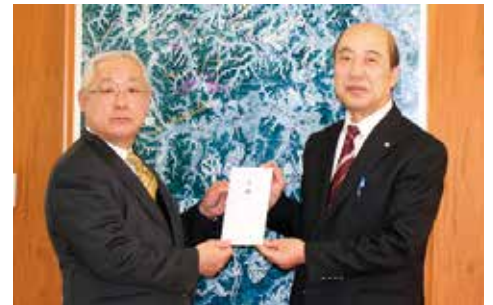
三谷理事長が3市町を訪問し、直接、首長にお渡しいたしました。



茂原市



長柄町



長南町

しんくみの集い・献血運動

「地域社会貢献活動の一環として「しんくみの日」における献血活動並びに3月の役職員による献血運動が評価され、令和元年10月24日、日本赤十字千葉県支部の主催による「令和元年度千葉県献血感謝のつどい」にて、千葉県知事より感謝状を拝受いたしました。

平成20年から12年間、献血運動を実施し、総参加者数(延べ人数)は、600名を超えております。

今後も継続して参ります。



七夕まつり

毎年7月下旬の金曜日～日曜日の3日間にわたって行われる関東屈指の茂原七夕まつり。

茂原市の伝統的行事として、市民はもちろん多くの観光客で賑わいます。七夕まつりは市内商店街の活気を図ろうと昭和30年から始まり、回を重ねるごとに盛大となり、今では市民の誰もが季節の行事として忘れることのできないふるさとのお祭りとなっています。当組合は、「ぼうしん連」として七夕まつり「もばら阿波おどり」に参加しています。令和元年7月27日(土)は天候に恵まれ、沿道のお客様から暖かいご声援をいただきながら踊りました。



上総国一宮まつり(上総おどり)

上総おどりは、「上総国一宮まつり」の演目の一つです。昭和52年に十二社祭り唄に独特の振り付けをして、町民の健康増進を計るために始められました。

一宮支店の職員が中心となり、「ぼうしん連」として上総おどりに毎年参加しています。



おもしろ金融ゼミナール(金融教室)

茂原ロータリークラブの事業活動の一環として地元中学校に訪問し、茂原市内の企業が出前授業を開催しております。

当組合では、おもしろ金融ゼミナールと称して三谷理事長および2名の職員が講師となり、金融教室を開催いたしました。

年に1～2回、中学校を訪問しておりますが、令和元年10月には、一宮中学校を訪問し、経済や金融にまつわるクイズ等による授業を行いました。

